

参 考

[根拠法令及び基準法令]

(医療法第 20 条)

助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

(医療法第 23 条)

1 助産所の構造設備について、換気、採光、照明、防湿、保安、避難及び清潔その他衛生上遺憾のないように必要な基準を厚生労働省令で定める。

2 略

(医療法第 27 条)

入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する市長の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

(医療法施行規則第 17 条)

1 法第二十三条第一項の規定による助産所の構造設備の基準は、次の通りとする。

一 入所室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、主要構造部を耐火構造とする場合は、第三階以上に設けることができる。

二 入所室の床面積は、内法によって測定することとし、一母子を入所させるためのものにあつては六・三平方メートル以上、二母子以上を入所させるためのものにあつては一母子につき四・三平方メートル以上とすること。

三 第二階以上の階に入所室を有するものにあつては、入所する母子が使用する屋内の直通階段を設けること。

四 第三階以上の階に入所室を有するものにあつては、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

五 入所施設を有する助産所にあつては、床面積九平方メートル以上の分べん室を設けること。

六 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。

七 消火用の機械又は器具を備えること。

2 前項に定めるもののほか、助産所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に基く政令の定めるところによる。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。